

「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書

日本の国旗および国章は、我が国を象徴するものとして広く定着している。

近年、国旗等に侮辱的な意匠を施し公然と掲示する行為や損壊行為も見られ、国旗・国章の尊厳を守るための法的対応を求める声が高まっている。

しかし現行法では、外国の国旗・国章を損壊する行為については処罰規定が存在する一方、自国の国旗・国章に対する故意の損壊・汚損を直接処罰する規定はなく、法体系としての整合性に課題が残されている。

国旗および国章は国民の帰属意識や社会の一体性を象徴する存在であり、その尊厳が損なわれることは社会秩序にも影響を及ぼすおそれがある。また、多くの国では国家象徴を保護する制度が整備されている。

よって国においては、下記の事項について速やかに検討を行い、必要な措置を講ずるよう求める。

記

- 1 国旗・国章の故意による損壊行為に関する刑法上の規定について、憲法との整合も含め国会において十分な議論を行うこと。
- 2 制度整備にあたっては、国民の理解促進を併せて進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月17日

鳴門市議会